

職場のトラブル解決のための

ADR

裁判外紛争解決手続

ADRとは

身の回りで起こる様々な法的トラブルについて、裁判を起こすのではなく当事者以外の第三者に関わってもらいながら「あっせん」という手続等により解決を図ることで。

「あっせん」とは、あっせん委員が双方の言い分を聞き、双方に歩み寄りを促し合意を通じて和解へ導く制度です。

中立的な立場で
間に入って解決
してほしい!

直接相手と
交渉するのは
難しい...

職場内で
トラブル
発生!



裁判だと
お金も時間も
かかりすぎるけど...

専門家に
解決してほしい!

それなら社労士会
労働紛争解決センターの
「ADR」でトラブルを
解決してみませんか?

職場のトラブル どうしていますか?

解雇や雇止め、労働時間や賃金等の労働条件、いじめ...。さまざまな職場のトラブルが増えています。こうしたトラブルは、働く人には生活基盤の問題、「ワーク・ライフ・バランス」と「メンタルヘルス」の問題として、経営者には「コンプライアンス」や「CSR(企業の社会的責任)」の問題として大きな悩みになっています。

労働紛争解決センターの 「あっせん」でスッキリ解決!

労務管理の専門家である社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聞くなどしながら、その知見と経験を生かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により迅速・低廉・公平に解決(和解の仲介)します。

迅速

受付日から概ね、1ヶ月以内にあっせんする日が決まり、原則1回(1日)の手続きでトラブルを解決します。

無料

下記期間、申立料等の費用は一切かかりません。
平成24年1月1日~同年12月31日(特例措置)
安心してご利用頂けます。

公平

専門的な知識・経験を持つ社会保険労務士が適切な和解案をご提案いたします。

社労士会労働紛争解決センター

北海道

お気軽にご相談下さい

011-520-1951

受付
時間

■月~金曜日/午前9:00~午後5:00
(年末年始、祝日除く)



北海道社会保険労務士会

札幌市中央区南4条西11丁目 サニー南4条ビル2F
<地下鉄東西線西11丁目2番出口から徒歩5分>

